

(新) グリーンファイナンス促進事業

1,200百万円 (0百万円)

総合環境政策局環境経済課

### 1. 事業の必要性・概要

環境金融という手法は、中長期的なリスクやリターンを含めた様々な要素が価格に反映される金融市場の一部として「環境」の要素も価格に反映することにより、効率的な資源配分を可能とする。また、環境金融においては、投融資判断時（フィルタリング）だけでなく、その後のモニタリングやコンサルティング機能が、継続的な取組支援を行う上で重要である。

国際的にはプロジェクトファイナンス等の事業が、環境・社会に将来及ぼす影響について、金融機関が赤道原則に基づき審査を行っており、環境に対して悪影響が及ぶ可能性がある場合には、コンサルティングやモニタリングも審査に加え実施している。さらに、現在赤道原則においては、今後プロジェクトファイナンスに限らず、特定の環境影響を及ぼす事業については融資審査の中で環境配慮状況の審査を行う方向で議論が進められているところである。

一方、国内のプロジェクトへの融資審査では事業性と企業の財務内容のみが評価されているため、金融機関によるプロジェクトの評価要素に環境配慮を組み込み、将来における環境・社会問題を予防することが環境金融の役割として重要である。

### 2. 事業計画（業務内容）

金融機関の融資判断において環境影響を防ぐ観点から審査を行った温暖化対策に資するプロジェクト（低炭素型発電所、低炭素型不動産開発等）におけるCO<sub>2</sub>排出量が、標準的なプロジェクトを実施した場合に想定されるCO<sub>2</sub>排出量に対し、一定程度以上抑制されるよう排出抑制計画を作成することを条件として、温暖化対策設備の設置・導入費用に係る融資に対し2%を限度として利子補給を行うための基金を民間団体等に造成する。

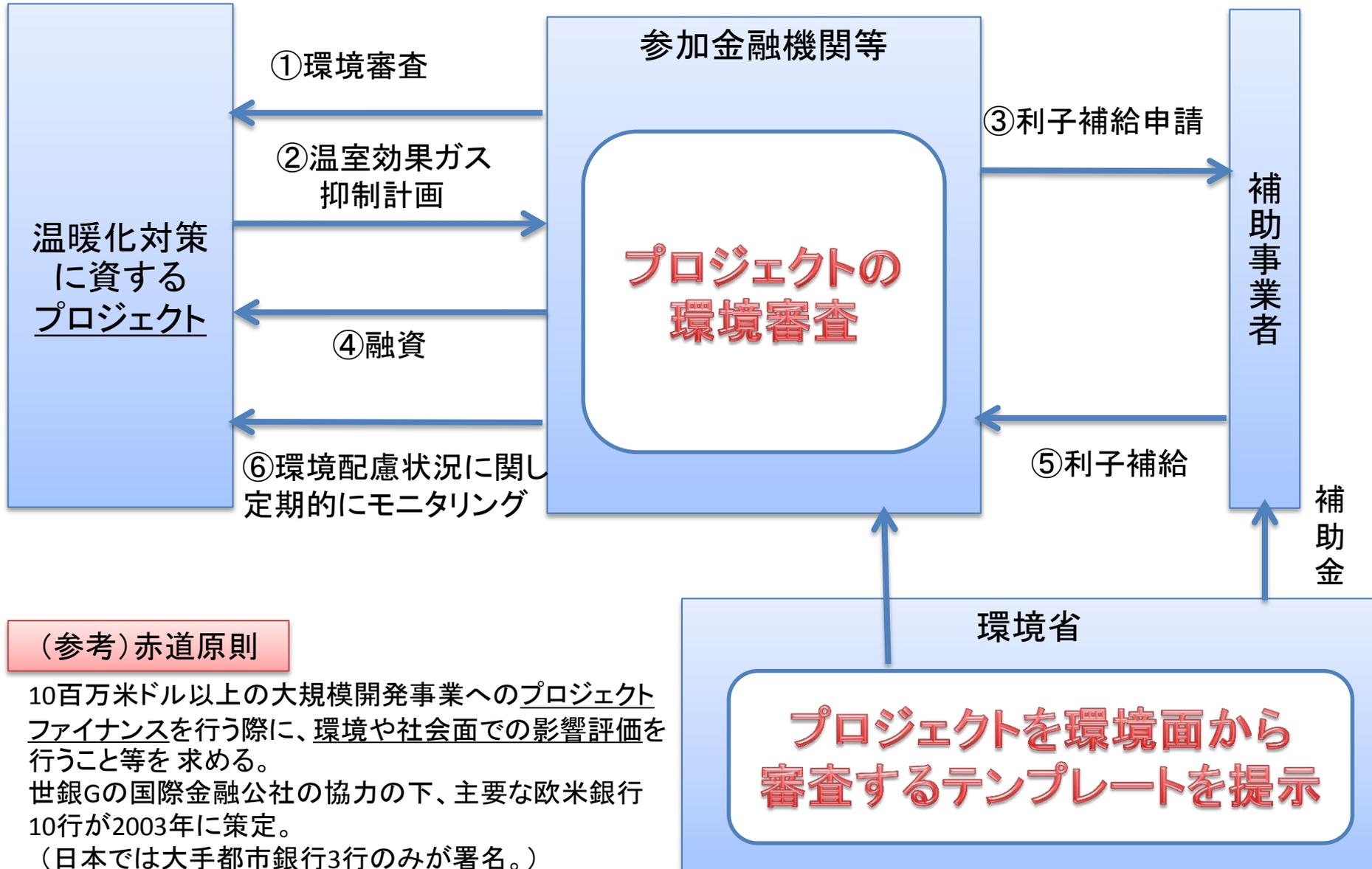
これにより、環境金融の拡大を通じて温暖化対策の促進を図る。

### 3. 施策の効果

金融機関によるプロジェクトへのファイナンスに環境配慮を組み込むことにより、将来の環境問題を予防するとともに、低炭素型プロジェクトへのファイナンスの活性化を通じて温暖化対策を促進する。

# グリーンファイナンス促進事業

平成25年度予算要求額1,200百万円【新規】



## (参考)赤道原則

- 10百万米ドル以上の大規模開発事業へのプロジェクトファイナンスを行う際に、環境や社会面での影響評価を行うこと等を求める。
- 世銀Gの国際金融公社の協力の下、主要な欧米銀行10行が2003年に策定。  
(日本では大手都市銀行3行のみが署名。)